健 第 ３ ８ ７ 号
令和７年５月１３日

指定医療機関（病院･診療所）の長　様

島根県健康福祉部健康推進課長
（ 公 印 省 略 ）

新規申請に係る臨床調査個人票の作成方法について

本県の難病対策の推進につきましては、平素から格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、このことにつきまして、令和６年４月１日から診断基準が改正され、令和７年４月１日以降は新規･更新申請ともに改正後の診断基準および重症度分類を適用して、原則、審査をしていくこととなります。

なお、改正の前後で対象者の支給認定範囲が狭まる可能性がある疾患（全身性エリテマトーデス、下垂体性PRL分泌亢進症、ミトコンドリア病）については、令和７年４月１日以降、過去に当該疾患において診断基準は満たすが、重症度は満たさず不承認となった方より、当該疾患に係る新規申請のための臨床調査個人票の作成の依頼があった場合は、次のとおり対応をしていただきますようお願いいたします。

改正後の診断基準を満たす場合	①「診断のカテゴリー」欄の「該当」にチェックをする。 ②「特記事項」欄に「診断基準のみ認定済み」と記載する。 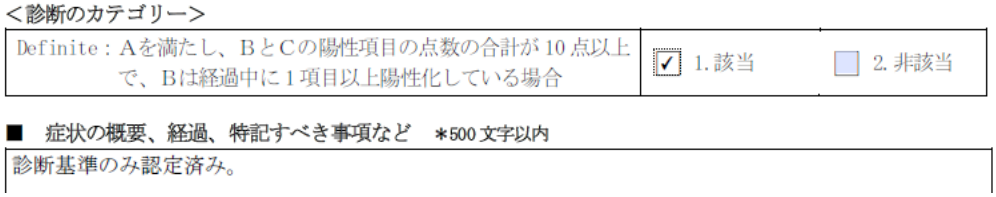
改正後の診断基準を満たさない場合	①「診断のカテゴリー」欄にはチェックをつけない。 ②「特記事項」欄に「診断基準のみ認定済み」と記載する。 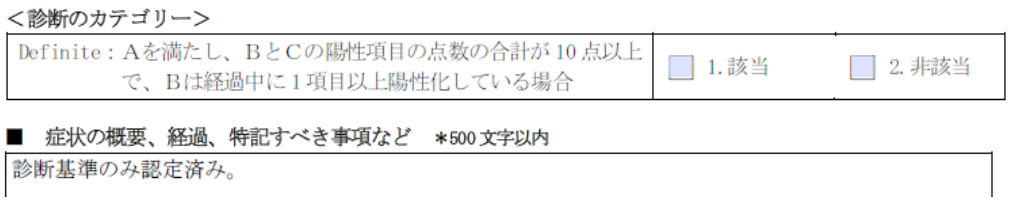

※診療録、他の医療機関からの情報提供、患者の持参する受給者証・登録者証等を元に、当該患者が過去に当該疾患において診断基準は満たすが、重症度は満たさず不承認となったと判断できる場合は、「診断基準のみ認定済」と記載してください。

島根県健康福祉部健康推進課
難病支援第二係
TEL：0852-22-5267